

## 国立国会図書館書誌データ等提供方針

国立国会図書館（以下「当館」という。）は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号。以下「館法」という。）第 7 条等に基づき、日本国内で刊行された出版物及び当館の所蔵資料の目録、索引を作成し、国民に提供することを使命としている。本方針は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）の施行や「オープンデータ基本指針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）の策定等、昨今の我が国におけるオープンデータに係る取組状況を踏まえ、当館が発信する書誌データ、典拠データ、索引及び目次情報（以下「書誌データ等」という。）の利活用を促進するという観点のもと、これら書誌データ等を提供する場合における、必要な基本事項を定めるものである。

### 1 用語の定義

本方針で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 書誌データ 資料を同定識別する目的で作成されたデータをいう。
- (2) 典拠データ 書誌データに含まれる著者名や件名等について、検索を支援する目的で作成されたデータをいう<sup>1</sup>。
- (3) 索引 資料の内容として含まれる論文・記事を個別に同定識別する目的で作成されたデータをいう。
- (4) 目次情報 資料の目次（章や節、論文・記事のタイトル等とそれが始まるページ数等の一覧）から作成されたデータをいう。
- (5) データ項目 書誌データ等を構成する、タイトル・著者名などの各要素をいう。

### 2 本方針の対象範囲

原則として、本方針の対象は、当館の収集資料について、当館が作成した書誌データ等を 4 に掲げるサービスから提供する場合とする。ただし、外部機関が作成した書誌データ等及びそれを活用して当館が作成した書誌データ等について、4 に掲げるサービスから提供する場合は、外部機関との契約の範囲内において提供するものとする。

### 3 提供を中止するデータ

国立国会図書館資料利用制限措置に関する細則（平成 28 年国図収 1603282 号）第 14 項の規定により提供対象から除外することが決定された書誌データ等は、速やかに提供を中止する。

### 4 書誌データ等を提供するサービス

---

<sup>1</sup> 書誌データに入力されているデータ項目としての典拠形アクセス・ポイント及び典拠データへのリンク情報は、書誌データに含む。

書誌データ等は、以下に示すサービスから提供する。各サービスにおいては、書誌データ等のうち機械的に出力可能なデータ項目を出力可能な形式で提供する。

- (1) 国立国会図書館書誌提供サービス
- (2) 国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス
- (3) 国立国会図書館サーチ<sup>2</sup>
- (4) 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ
- (5) 国立国会図書館デジタルコレクション
- (6) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業
- (7) ジャパンサーチ

## 5 書誌データ等の利用

利用者が2に示す範囲の書誌データ等を4のサービスから取得した場合においては、その目的・態様にかかわらず当館への申請を経ずに無償で利用（二次利用を含む。）することができるものとする。

## 6 免責事項の表示

4の各サービスにおいては、サイトポリシー等のページに記載された以下に示す内容を含んだ免責事項をあらかじめ当該サービスのホームページ等に表示する、又は当該免責事項が記載されたページに各サービスのホームページ等からリンクを張るものとする。

- 書誌データ等の提供を受けた者又は第三者が、書誌データ等を利用したことに起因又は関連して生じた一切の損害について、当館は責任を負わないこと。
- 当館は、書誌データ等を提供した後に、3に記載する事由又はその他当館の都合により、予告なしに当該書誌データ等を改変又は削除する場合があること。
- 当館は、4に示すサービス自体を変更、停止又は終了する場合があること。

## 7 施行期日

本方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年国図収2312154号）

本方針は、令和6年1月5日から施行する。

---

<sup>2</sup> 「全国書誌データ検索」等の各種の検索画面を含む。